# 中小企業支援法第十三条第一項に規定する情報提供業務を行う者の認定に関する省令 （平成二十五年経済産業省令第四十六号）

#### 第一条（定義）

この省令において使用する用語は、中小企業支援法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

#### 第二条（認定情報提供機関）

経済産業大臣は、法第十三条第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。

###### 一

法第十三条第一項の経済産業大臣が定める指針に適合すると認められること。

###### 二

次のいずれにも適合していると認められること（法人にあっては、その人的構成に照らして、次のいずれにも適合していると認められること。）。

###### 三

次のいずれにも該当しないこと。

##### ２

法第十三条第三項の規定により同条第一項の認定を受けようとする者は、別記様式による申請書に、第二条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に適合することを証する書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第三条（変更等の届出）

認定情報提供機関は、法第十三条第三項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、同項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

##### ２

認定情報提供機関は、情報提供業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

###### 一

休止し、又は廃止しようとする年月日

###### 二

休止しようとする場合にあっては、その期間

###### 三

休止し、又は廃止しようとする理由

#### 第四条（軽微な変更）

法第十三条第四項の主務省令で定める軽微な変更は、情報提供業務の統括責任者又は当該統括責任者を補佐する者以外の者の変更とする。

# 附　則

この省令は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）の施行の日（平成二十五年九月二十日）から施行する。